

仕様書

1 件 名

令和7年度乗用旅客自動車運行業務委託

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 運行予定日数

(1) 通常運行

運行日数 242 日/年

運行時間 11.0 時間/日（霞が関近辺の出庫場所発～帰庫場所着までのおおよその時間）

(2) スポット運行

運行日数 12 日/年

運行時間 3 時間/日（霞が関近辺の出庫場所発～帰庫場所着までのおおよその時間）

※ただし、上記は予定日数であり、必ずしも実際の依頼日数と一致するものではない。

また、運行時間によっては、通常運行をスポット運行に代えることもある。

4 運行車輛

- (1) 業務請負者は、自らが保有する車輛1台を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）の専属の運行車輛（以下「専属車輛」という。）として提供するものとする。

なお、専属車輛が点検・修理等で走行できないときは、遅滞なく代替車輛を用意するものとする。

- (2) 機構から専属車輛以外の車種（ワゴン相当）も、車輛手配の依頼があった場合は、その都度適切に対応するものとする。

- (3) 専属の運行車輛は、クラウン（TOYOTA）相当以上の車種とする。

環境物品等の調達の推進に関する基本方針 22-8 旅客輸送(自動車)(1) 品目及び判断の基準等 【配慮事項】②「低燃費・低公害車」であることが望ましい。

5 車輛運転者

- (1) 業務請負者は、自らに所属する従業員常時1名を機構専属の車輛運転者（以下「専属運転者」という。）として従事させるものとする。

なお、専属運転者が休暇等で車輛に乗務できない場合には、代替運転者を確保

し、業務に支障が生じないよう対応するものとする。

- (2) (1) の専属運転手及び代替運転手について、運転経験等がわかる資料を事前に提出し承認を受けること。専属車両以外の車両手配の依頼があった場合は、その都度運転者を確保するものとする。

6 運行日等

(1) 運行日

行政機関の休日に関する法律に規定される休日（土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日～1月3日)）を除く平日のうち機構から依頼のあった日(以下「営業日」という。)とする。ただし、営業日以外であっても、機構から要請があった場合は対応すること。

(2) 運行時間

運行時間は機構から指示する時間とする。

なお、運行日の運行予定については、当該運行日の前営業日迄に機構から連絡する。運行日の日程追加・時間変更等については、その都度機構から連絡（当日の連絡を含む。）するので、遅滞なく対応すること。

7 業務の範囲内容

- (1) 車両の運行及び日常点検整備等に関する事項
- (2) 事故処理に関する事項
- (3) 本仕様書の各号に附帯する事項
- (4) その他、本業務に関して機構の指示する事項

8 納品物

業務請負者は、運行日の出庫場所発から出庫場所着までの時間、運行場所等を記した日報を作成し、当該1週間分の日報をまとめ翌週の最初の営業日に提出すること。また、機構から日報内容の疑義照会、修正指示等があった場合は速やかに対応すること。

9 業務請負者に係る要件

業務請負者は、次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 自動車運行業務の請負契約実績があり、適正に業務を履行している実績を有すること。
- (2) 100台以上ハイヤー車両を保有していること。
- (3) 運転者に対して、運行車両の安全運転及び車両運転者としての接遇、健康管理等に対する社内教育、研修体制を確保されており、実施されていること。
- (4) 下記10に示す要件を全て満たす専属運転者を従事させることができること。
なお、専属運転者の休暇等により代替者を従事させる場合も、同要件を満たす代替者を業務に従事させることができること。

- (5) 交通事故防止対策、並びに事故が発生した場合における迅速かつ責任ある対応による万全な事故処理体制が整備されていること。
- (6) 新霞が関ビルまで、迅速に対応できる距離に、業務請負者の最寄りの出庫場所等があること。
※出庫場所及び帰庫場所から新霞が関ビル（東京都千代田区霞が関 3-3-2）まで、有料高速道路を用いず片道 5km 未満であること。
- (7) グリーン購入法に適合していること。

1 0 運転者に係る要件

運転者は、次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 東京都内における自動車運行業務従事歴を 3 年以上有しており、都内の官公署等主要施設、道路事情に関し豊富な経験及び技術を有していること。
- (2) 健康状態に問題のない者であること。
- (3) 喫煙者ではないこと。

1 1 再委託について

受注者は、受注業務を第三者に再委託することはできない。

1 2 機密保持

業務請負者は、当該業務の遂行によって知り得た内容を本契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

1 3 その他

(1) 社会保険等の加入

業務請負者は運転者を雇用保険や健康保険等の社会保険に加入させていること。

(2) 運転者の交替

業務請負者は、専属運転者をやむを得ず交替させる場合は、あらかじめ機構の了解を得たうえで交替させるものとする。

(3) 同乗者について

原則機構の役職員とするが、機構が指定する第三者の送迎を依頼することがある。

(4) 補償

業務請負者の過失により、当初予定していた配車の手配がなされなかった場合、他の交通手段で機構が負担した費用については、業務請負者が負担すること。

(5) 協議

本仕様書に記載のない事項及び疑義については、双方で協議のうえ、解決するものとする。

1 4 連絡先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 総務部総務課

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 19 階

TEL : 03-3506-9541

e-mail : soumuka●pmda.go.jp

(※迷惑メール防止のため●を半角のアットマークに置き換えてください。)